

令和元年 12 月 25 日
消費者庁消費者政策課

第 4 期消費者基本計画（案）に関する意見募集について

1 意見募集の目的

政府においては、長期的に講ずべき消費者政策の大綱である消費者基本計画※に基づき、関連施策を推進しております。

現行の「第 3 期消費者基本計画」が 2019 年度をもって最終年度を迎えることから、今年度中に、2020 年度以降を対象期間とした「第 4 期消費者基本計画」を策定する必要があります。

今般、消費者庁において、消費者政策をめぐる現状と課題等を踏まえ、「第 4 期消費者基本計画」の案を作成しました。

つきましては、この案について、国民の皆様の御意見を募集いたしますので、御意見のある方は、以下により、御提出ください。

※ 「消費者基本計画」とは、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 9 条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、

①長期的に講ずべき消費者政策の大綱

②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項
について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。

現行の計画は、2015 年 3 月 24 日に閣議決定され、2015 年度から 2019 年度までの 5 年間を対象としています。

2 意見募集期間

令和元年 12 月 25 日（水）から令和 2 年 1 月 23 日（木）まで
（郵送の場合は同日必着）

3 御意見の提出方法

意見提出様式（別紙様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

御意見の提出に当たっては、計画（案）の該当箇所を明確にした上で、1 行につき 1 意見を記載してください。

なお、インターネット、電子メール又は郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

1 インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。

2 電子メールの場合

i.basicplan@caa.go.jp 宛て

電子メールの件名を「『第4期消費者基本計画』（案）に関する意見」としてください。

御意見については、別紙様式により提出してください。なお、他の様式により提出する場合は、担当までお問い合わせください。

3 郵送の場合

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁消費者政策課 宛て

封筒表面に「『第4期消費者基本計画』（案）に関する意見」と朱書きしてください。別途、電子データによる送付をお願いする場合があります（提出方法は、上記電子メールの場合の方法を参照）。

4 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

【本件の問合せ先】

消費者庁消費者政策課

川田・奥田

TEL : 03-3507-9197 (直通)

MAIL : i.basicplan@caa.go.jp